

電子商取引（ペーパーレストレーディング）システム - TradeLensの最新利用規約

こちらは、英文記事「[Paperless Electronic Trading Systems: Update to TradeLens Terms and Conditions](#)」（2022年10月）の和訳です。

本件につきましては、[2021年3月発行の Circular no. 1/2021](#) も併せてご参照ください。

2021年2月24日版 - 承認済みの規約

国際P&Iグループ（IG）は以前、TradeLensのRulebook and Service Description（2021年2月24日版）を承認しました。このバージョンは引き続き承認されます。

2022年9月版 - 新たに承認された規約

本サーキュラーは、IGがTradeLensのRulebook and Service Descriptionの更新版を承認したことをご案内するものです。更新版（2022年9月版）は、旧版（2021年2月24日版）に取って代わりますが、旧版についても保険カバーの目的上、引き続き承認されます。2022年9月版は、2022年9月30日（金）より発効します。

2022年9月版の変更点

TradeLens Rulebook and Service Descriptionの変更点は以下のとおりです。

TradeLens RuleBook

- 1) 紙の船荷証券の発行および紙の船荷証券への変更に関する条項である、7.4および8.3の文言がそれぞれ若干変更されました。
- 2) 1999年契約（第三者の権利）法の除外について定めた条項8.6の文言が修正され、「TradeLens eBLに適用される（または適用されうる）あらゆる類似の法律または規則」も除外されることになりました。

Service Description

- 1) Cloud Service（1）にTradeLens eBLの定義が追加されました。
- 2) OfferingsにSingle Transfer（1.1.1）、Multiple Transfer sections（1.1.2）、Acceleration Services（1.2）が追加されました。

- 3) Charge Metrics (4.1) が修正されました。
- 4) Overriding Terms に Termination (6.3) が追加されました。

引き続きてん補対象外となるその他の事項

積荷の運送に関してクラブのルールでてん補対象外とされてきたその他の事項は、すべての承認済み電子商取引システムに関しても、ペーパーシステムの場合と同様に引き続きてん補対象外となりますのでご注意ください。

てん補対象外の例としては、**a)** 運送契約に定められた港または場所以外での荷揚げ、**b)** 日付を繰り上げたもしくは繰り下げた電子文書／記録の発行・作成、**c)** 流通電子文書／記録の提示なしでの積荷の引き渡し（承認済み電子商取引システムの場合は、当該商取引システムのルールに準拠していない積荷の引き渡し）から生じる責任等が挙げられます。

国際グループに加入するすべてのクラブが同様のサーキュラーを発行しています。

ご質問がありましたら、[ガードジャパン株式会社](#)までお問い合わせください。

GARD AS



Rolf Thore Roppestad
CEO（最高経営責任者）

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文と内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。